

令和6年大網白里市議会第3回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和6年9月12日（木曜日）午前10時14分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

森 建 二	委 員 長	輪 島 美津江	副委員長
金 森 浩 二	委 員	佐久間 久 良	委 員
宮 間 文 夫	委 員	岡 田 憲 二	委 員

出席説明員

高齢者支援課長	古 川 正 樹	高齢者支援課副課長	稲 生 靖 行
高齢者支援課副主幹	川 寄 亜希子	高齢者支援課主査兼高齢者支援班長	北 田 祥 一
高齢者支援課主査兼介護保険班長	飯 高 芳 志		
市民課長	戸 田 裕 之	市民課副課長	内 山 悟
市民課副課長	菊 池 有 輔	市民課主査兼国保班長	千 葉 利 憲
市民課主査兼高齢者医療年金班長	渡 邊 隆	市民課主査兼市民班長	加 藤 源 一
市民課主査兼戸籍班長	久 保 美 輪		
子育て支援課長	北 田 和 之	子育て支援課副課長	加藤岡 裕 二
子育て支援課主査兼保育班長	村 田 公 央		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第15号 2018年4月以前の生活保護受給者にもエアコン購入費補助を支給する、及び生活保護に夏季加算を新設することを求める意見書を政府に提出することを求める陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第2号 令和6年度大網白里市介護保険特別会計補正予算（第1号）（高齢者支援課）
- ・議案第4号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）
- ・議案第5号 大網白里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（高齢者支援課）
- ・議案第6号 大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）
- ・議案第8号 指定管理者の指定について（子育て支援課）
- ・議案第9号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（高齢者支援課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（輪島美津江副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前10時14分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（輪島美津江副委員長） 最初に委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 改めまして皆様ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が6件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。

なお、本日もAI反訳システムを使用しておりますので、皆様、発言の際は必ずマイクのご使用をお願いいたします。

○副委員長（輪島美津江副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（「はい、おります」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） 傍聴者の希望がありましたのでこれを許可します。

傍聴者を入室させてください。

（傍聴者入室）

○委員長（森 建二委員長） 本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第15号 2018年4月以前の生活保護受給者にもエアコン購入費補助を支給する、及び、生活保護に夏季加算を新設することを求める意見書を政府に提出することを求める陳情

○委員長（森 建二委員長） はじめに陳情の審査を行います。

陳情第15号、2018年4月以前の生活保護受給者にもエアコン購入費補助を支給する、及び、生活保護に夏季加算を新設することを求める意見書を政府に提出することを求める陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので朗読は省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見をお伺いいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 さきほど委員長のお話だと、本市ではこれに該当する世帯が約30世帯というお話もありました。陳情者は我々に30世帯ぐらいが対象となることを国への意見書を提出してくれということになると、ちょっと考えざるをえないね、多くのね、もっともっと多くね、該当者がいるっていうことになれば、あれだけど、本市でもって30世帯ぐらいの対象者なのに、我々議会がそれを国に意見書を出すというのはちょっと飛躍し過ぎだと私は思いますよ。

○委員長（森 建二委員長） はい。他にございますか。

金森委員いかがですか。

○金森浩二委員 今、岡田委員のおっしゃられたことってのは私は本当にもっともかなと思います。市で受けとめてというふうに考えるのであればまだわかりますけれども、今この国まで行くのはちょっと違うかなというところと、あとは、さきほど生活保護費が約7万円程度という形で支給されてるというのを聞いてて、やはり、国民年金だけを受け取ってる方も多分そんなに変わらない金額でやはり生活もされてるというふうに考えれば、それをもってというのはちょっと私も考え方として、逆にこの生活保護を受けてるの方が恩恵が大きくなってしまおうとなると違うのかなというところはちょっと考えております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 金森委員が今おっしゃったように国民年金の受給者ってのはね、2ヶ月でね7万円ちょっとですよ、2ヶ月ですよ。そういう、政府はもう、我が国は国民皆保険制度だって言ってるけど、国民年金も、その制度の一つだけど、実際はね、そういう2ヶ月で7万円や8万円もらったってね、本当に孫のね小遣いにもなんないんだよ、そういうところで生活してる人もいるんだよ、だから本市において30世帯が対象となるということだから、これはやはり、少し国に意見書、我々がこれで出すということについては私も良しとはしないということです。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

特によろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） はい。私の方から一言。さきほど年金受給者の方には、救済措置があるという話も申し上げました。また、さきほど岡田委員から、いわゆる年金で暮らしていらっしゃる方は、かなり低い状態で暮らしていらっしゃるということお話がありましたので、私も実は本件についてはちょっと支持者の方とお話をさせていただいたんですが、やはり年金、特に国民年金を支払ってらっしゃる方はもう毎月数万円、現役世代、現役時代にずっと払い続けて、その方々が、今、そういう年金の受給という形でされてらっしゃる中で、市内に生活保護のみで暮らしてらっしゃる方が30人、その方々はもちろん諸事情はあったにしても、払ってこなかった方という形になるんでしょうから、そういった方々が、いわゆる税の公平性という部分で考えた場合に、やはりずっと今まで継続して払ってきた方にとって、ちょっとそれはどうなんだろうという声をたくさん多く聞きましたので、また、大網白里市はご存知のとおり財政健全化に向けた緊急的な取り組みに現在取り組んでる中で、扶助費も対象にいろいろ検討するという考えの中で、おそらくこれ、もし通ったとすると国が4分の3、市が4分の1の負担という形になるのかなと思いますので、この財政健全化に向けた緊急的な取り組みをやってる中で、その税の公平性から見てどうなんだろうという気はいたしております。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） はい。意見が出尽くしたようなので、次に討論ですが希望者はありますか。はい、佐久間委員。

○佐久間久良委員 私からは賛成の立場で討論したいと思っております。

実際、さきほど陳情者の方からも言われたとおり、2018年4月以降であれば、エアコンの補助ということが支給されていて、それ以前の方はいらっしゃらないと、先ほど来、市内に30件ほどだとかいう話があるんですが、これは国に求める意見書であって市内、私、市内の計算出しちゃったんですけども、市内だけではなく日本全国の問題でもあるという立場に立つべきではないのかなと。

当然、今の夏の暑い中、本当に熱中症にもなりかねないし、あと、ぜひともですね1回限りというふうにこの補助金、1回限りでそのあと、たとえ壊れても、そのあとは補助が出ないっていう話でこれもどうなのかなという気はあるんですが、ただ、少なく

とも一度は生活保護の本当に大変な生活費の中で、やはり10万円ぐらいですか、今エアコン設置、それを出すというのは大変な状況だと思いますので、是非ともこれは実現したいと思っています。また、先ほど来、年金の問題等も出てますが、これ自身、国の本当にいろんな貧困というかすごく全く手の届いていない、でも本来差し伸べなきゃいけない部分に一番弱い立場の人たちに対して全く手だてをとらない国の責任であり、私はすごく問題だと、そういう意味からもまず生活保護、生活保護といとなかなかね生活保護バッシングも含めて、大変な状況にあると、だから私たち共産党は生活保護という言い方じゃなく、社会保障費という形でやるべきだと、誰もが平等に年金生活でなかなか大変だという方も含めてですね、生活保護受給できる状況を作る必要があるし日本はそれだけの財政的余裕があると、あくまでもこれ国に求める制度ですから市に求める制度ではありませんから、是非ともこれを実現したいと、させてあげたいという気持ちであります。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） ほかに討論ございますか。

それでは採決に移りたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第15号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成少数。

よって、陳情第15号は不採択と決しました。

以上で陳情第15号の審査を終わります。

◎議案第2号 令和6年度大網白里市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 大網白里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部

部を改正する条例の制定について

○委員長（森 建二委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に、付託議案の採決を行います。

まずはじめに、議案第2号、令和6年度大網白里市介護保険特別会計補正予算及び議案第5号、大網白里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

高齢者支援課を入室させてください。

（高齢者支援課 入室）

○委員長（森 建二委員長） 高齢者支援課の皆さんご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから発言をお願いいたします。

また本日も反訳システムを利用しておりますので、必ず発言の際はマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて、議案第2号及び議案第5号についての説明をお願いいたします。

課長どうぞ。

○古川正樹高齢者支援課長 高齢者支援課です。

はじめに職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって左側、副課長の稲生でございます。

- 稲生靖行高齢者支援課副課長 稲生です。よろしくお願いします。
- 古川正樹高齢者支援課長 その隣が地域包括支援センター副主幹の川寄です。
- 川寄亜希子高齢者支援課主幹 川寄です。よろしくお願いいたします。
- 古川正樹高齢者支援課長 向かって右側になります。介護保険班長の飯高です。
- 飯高芳志高齢者支援課主査兼介護保険班長 飯高です。よろしくお願いいたします。
- 古川正樹高齢者支援課長 その隣、高齢者支援班長の北田です。
- 北田祥一高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 北田です。よろしくお願いします。
- 古川正樹高齢者支援課長 最後に私、高齢者支援課長の古川です。

よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、はじめに議案第2号、令和6年度大網白里市介護保険特別会計補正予算についてその概要を説明させていただきます。

資料ですが、全員協議会配布資料の9月補正予算の概要の5ページをご覧くださいと思います。

本予算案は、令和5年度の介護保険特別会計の決算額を確定するに当たり、歳入として、前年度繰越金等を計上するとともに、歳出として、介護給付費に係る国庫支出金等の返還や一般会計への繰出金等を計上するほか、認定調査会共同設置負担金の増額及び介護保険の通知等に係る通信運搬費の増額などの補正を行うものです。

予算総額としましては、歳入歳出それぞれに1億6,498万4,000円を追加し、合計で48億

7,010万5,000円にしようとするものです。

続きまして内訳につきましては、令和6年度の9月補正予算総括表、こちらの2ページの議案第2号、こちらをご覧ください。

まず、歳入ですけれども、2款、この国庫支出金ですが、介護システム改修不要分として介護保険事業費補助金292万1,000円を減額計上しております。

6款の繰入金は、介護システム改修不要分、郵便料金の値上げ分、介護認定審査会システムの標準化分など、またその他一般会計繰入金20万2,000円の減額、過年度分の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、介護保険特別会計準備基金繰入金642万8,000円を計上し、7款の繰越金は、介護保険特別会計の令和5年度実質収支分としての繰越金、1億6,167万9,000円を計上しております。

次に、歳出ですけれども、まず1款の総務費ですが、こちらは一般管理費において、令和6年度からの介護保険制度改正対応のためのシステム改修費を当初予算で計上しておりましたが、令和5年度におけるシステム改修の中で対応することができましたので、その費用の減額を行う形です。このほか、賦課徴収費や認定調査等において令和6年10月からの郵便料金の値上げによる通信運搬費を増額計上しております。

また、認定審査会共同設置費負担金において介護認定審査会システム標準化経費として226万3,000円を計上しております。

次に4款の積立金及び5款の諸支出ですが、令和5年度の介護給付費等に確定することに伴いまして返還及び精算を行うもので、4款の基金積立金6,539万1,000円、また国県への返還金として5款、償還金において5,886万2,000円、さらに市負担金の精算として、一般会計繰出金において4,385万4,000円を計上しております。

以上が議案第2号の説明でございます。

続きまして議案第5号の説明になりますが、昨日、議案質疑の方で答弁させていただいた内容等の参考資料がございますので、それをこの場で配付させていただきたいと思っております。

(資料配付)

- 古川正樹高齢者支援課長 資料につきましては、年度別のカラオケ利用者数とあと使用料の収入です。令和6年の8とあるのは令和6年度8月までの合計の収入となっております。

ます。二枚目の方が、カラオケの使用料の実績収入、人数、そしてあと老人福祉センター全体の利用者数、そして半分枠でくくってあるのがカラオケの機械の契約状況を載せさせていただきました。

それでは議案第5号、大網白里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案第5号の説明資料をご覧ください。

改正の趣旨ですが、受益者負担の見直しを図るために老人福祉センターに設置する通信カラオケの使用料を改定しようとするものです。

改正内容ですが、老人福祉センターに設置している通信カラオケは、平成20年4月1日より利用者から1人当たり1日200円、半日100円の使用料を徴収しております。

この老人福祉センターは、社会福祉法人の大網白里市社会福祉協議会が平成25年4月1日から指定管理者として管理運営をしております。

通信カラオケの利用に係る収支についてですが、こちらの機械のリースにかかる費用、この上昇もありまして、使用料収入とのバランスが現在取れていない状況となっております。

また、指定管理料全体で見ましても、このカラオケ機器のリースにかかる費用や、また職員人件費の上昇などもございますが、カラオケ使用料収入を見直すことで増加傾向となっている指定管理料を抑えていきたいと考えております。

こうした中で通信カラオケ使用料を1人当たり1日500円、半日300円に変更し、収支のバランスを図っていくことで通信カラオケの提供を持続可能なものとしまして、高齢者の生きがい活動を促進し、介護予防へとつなげていこうとするものでございます。

施行日は令和7年4月1日としております。

以上が議案第5号の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） ただいま説明のありました議案第2号及び議案第5号について、ご質問等があればお願いいたします。

なお、その際は必ず議案番号をお示しください。いかがでしょうか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 5号のカラオケ使用料ね。半日をいくらにするって言ったっけ。1日はいくらにする。

○委員長（森 建二委員長） はい。古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 半日を1人当たり100円から300円、1日利用を1人当たり200円から500円に変更という形です。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 こんなものかなと思いますけどね。

とりわけこれ1日で500円、高いとは言えないよね。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 時代といいますか、やはり普通の民間のカラオケボックスとかで見ますと、やっぱり1時間1人当たり何百円から大体7、800円ぐらい、主流となっている利用状況が6時間単位ですかね、なんか6時間のフリータイム制で1人当たり大体、800円ぐらいから2,000円ぐらいの間で推移してる形で今調べてみましたけれども、決してそんなに高い利用料というわけではないと思うんですが、ただ上げ幅的に見るとやっぱり倍以上という形ではあるので、ちょっとその辺は利用者の方にきちんと説明した中で理解を求めているように思っております。

○委員長（森 建二委員長） ほかにございますか。宮間委員。

○宮間文夫委員 議案第5号改正の趣旨、受益者負担の見直しを図るためとありますが、ちょっと待ってよと、一言意見を言いたくなりますね。

今までどおりでは成り立たないんですか。それで、改正したら誰が喜ぶんですか。

私は、頭が文科系なんで、やはり数字よりも利用者の気持ち、心、そして市執行部の市民の方々に対する寄り添う心があるのか、金額や、なんでしょう今、課長さんをご答弁されてましたけども、千葉に出たカラオケのリースの代金とかね、そういうこととは全く違うと思いますよ。これが100円が300円、200円が500円、100円が300円、改正することが受益者負担の見直しを図るためという一言で済んでいいんですか。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 まず指定管理料の見直す理由といたしましては、指定管理の経費ですね、先ほどもお伝えさせていただきましたけれども、議案質疑の中でもお話をさせていただいた中で、カラオケの通信料、それと機械の借上料、これを利用者の方で賄えるだけの利用料金の体系へと見直した中で、増加傾向である指定管理料を抑えていくということで財政負担を軽減していきたいという形で、まず、この条例案出させていただいた形です。現在の料金としては1人1日あたりで200円、半日利用で100円、比較的安い料金で利用いただいております。ただ、利用料の収入に対して費用が2倍かかっている点がございますので、かかる費用を利用料金の中で賄っていくための見直しをしていきたいと考えております。通信カラオケ機器のリース料、カラオケの情報利用料と言った経費が年々上昇していている現状を考慮しまして、利用料金を見直した中でカラオケ機器のリースを継続していければと考えております。

です。ですので今回条例の趣旨をご理解いただいた中でご審議いただいてご判断をお願いしたいと思っております。

○委員長（森 建二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 現行で、これからやってったらどのぐらい困っちゃうのか、改正したら困っちゃうわないで、何だろう、運営していけるからいいと。

困っちゃうのは、このカラオケを楽しみにして活用しているお年寄りでしょ、若い人は、私、現場見てないけど若い人はいないんじゃないんですか。

また、ここにお集まりいただいている担当課の人たちも高齢者支援課の方々ですね、そういうお年寄りの楽しみをね、金額で奪っても、いろいろおっしゃってますけど、やっていく方が、こういうやり方でやっていく方がいいと判断して議案として上げてきてるんでしょうけど、私はいかがなもんかと思えますね、お年寄りの楽しみをね、考えての提案でしたら致し方もないけれども。

以上です。答弁は要りません。

○委員長（森 建二委員長） 他に質問等ありますか。佐久間委員。

○佐久間久良委員 私も宮間委員と一緒に考えて、本来、高齢者の方々が楽しみにしているものをね、余計、財政的な負担を強いるような方向ではどうなのかなというふうに思っております。その点から伺いたいんですが、これ基本的に指定管理料の中に含まれてますよね、ということはこれ料金を上げたからといって市の収入が増えるわけでもないし、指定管理料が下に入っていく金額になると思うんですが、いかがですか。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 この料金の収入支出なんですが、カラオケのリース料等は、指定管理料として市が負担して指定管理者側に支払っております。その分利用料の収入は指定管理者側での収入となりまして、そこで指定管理者側で支出・収入をいただいている状況です。

○委員長（森 建二委員長） はい。佐久間委員。

○佐久間久良委員 ということはですね、上げたからといって基本的には指定管理者の方に入る金額が増えるだけということで、ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですが、であるならばですね、あえてこの3倍に上げる必要があるのかと、昨日の質疑の中にもですね、倍程度ではどうだろうかと、実際、差額、リース代と使用料が大体54万円ぐらいで、収入が27万円で大体半額程度だと、であるならば、倍程度でも十分賄えるんじゃないかというふうに思ったのと、あとこれ年度ごとにずっと見ていくとですね、一気に

下がってるところっていうのは、これコロナ禍の中で、なかなか利用者が増えなかったっていうのが実情的にあるんだと思います、コロナ禍が回復していく中で、利用者が増えてきている傾向にあるというふうに見えるんですけども、そうなれば令和元年程度まで利用者が回復されれば、それなりの収入が増えていくという状況だと私は理解してるんですが、そうすれば、大体トントン、プラスアルファが出ていくんじゃないかというふうに思い、それを少し積み立てれば、次期新しい機械に更新した時にもそれを使うことができるんじゃないかというふうに理解するんですが、どうでしょうか。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 まず機器のリース料、カラオケの情報利用料、今後の入れ替え時のリース料金等を勘案した中で料金を算出してはるんですが、改正後の収入としては令和5年度実績の中で、1日利用700人、半日利用1,400人で利用しておりますので、これでそのまま300円、500円入れますと大体77万円が見込まれる形になります。そうしますと現在の中では、リースと再リース機械両方合わせて大体54万6,000円

ほどかかっておりますので、確かに、その時点で考えれば料金的にはちょうど倍ぐらいで割りが合うような形にはなるんですが、これまでのリースの契約の状況とかを見ていきますと、やっぱり、料金的には値上がっていく傾向がございますので、その分を加味した中で、今、500円、300円という形を出させていただいてる状況です。

またカラオケの人数につきましては、確かにコロナ前、そしてコロナ禍の中、そして現在といいますと大体人数は、コロナ禍前よりは、確かにまだ少ないですけども、コロナ禍の影響があった中では徐々に回復はしてきている状況ではあるかと思われま

す。実際に老人福祉センターの建物のカラオケの利用料、利用率っていうんですかね、それは結構高い方でもありますので、そういったことを見れば利用状況というのは回復はしてきているものだと思っております。

ただ、人数的なものが、そのコロナ前まではおそらくそんなには戻らないのではないかと考えておりますので、今の形の中で料金の方を設定をさせていただいた形です。

○委員長（森 建二委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 戻るか戻らないかって、先の話でまだまだわからない部分もあるというのはあると思いますし、だからそれを見据えた上で、より高い料金、高い料金って言い方ちょっと失礼なんですけど、執行部の方では適切な料金設定にしたとおっしゃってらっしゃるんだと思うんですが、ただやっぱり利用する方が年金暮らしの方が主だと思いますし、なかなか収入がない中で、さらに自分の趣味、楽しみにしてる部分に、またそういうお金かけるってのはなかなか大変だというふうに私は理解しています。

そういう意味からですね、とりあえずは倍の料金に設定して、そしてどうしてもこれじゃ駄目だというふうになった時に再提出していただく方が、私はより住民サービスに根差した行政運営だというふうに思うんですがどうでしょうか。

私はその方がいいのかなというふうに思っています。

今回は、倍にして次回どうしてもこれは駄目だと、これじゃあなかなか収支が合わないという状況の中で、また再度ご提出するっていうのは考えていないでしょうか、お答えください。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 今回の見直しの中では、まず指定管理料の経費、こちらを考慮していった中で考えて出させてもらった中でもあります。

あと確かに利用者の方への負担も出てくる形にはなりますので、その辺を考えた中で今回、料金の見直しを出させていただいた中でもありますので、一度条例案の中でご検討、ご審議いただいた中でご判断をお願いできればと思っております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。金森委員。

○金森浩二委員 今、追加資料いただいた中を見て、自分がちょっと感じてるところなん

ですけど、やっぱり平成30年度、これより以前をさかのぼると採算という部分では合っていたのかなと思うんですね経費等、何だろう、いただくお金というところが合っていたのかなあと、ちょっと自分の中で想像がつくという形、コロナがあって、今、継続的にこちらを、やっぱカラオケというサービスを市として提供する上で必要な部分を今回、今後継続的に必要な部分をちょっと値上げという形で回収させていただこうというところが意図なんだろうなというふうにちゃんと見えました。

今現状としてプラスだからマイナスだからというわけではなく、ご利用していただいている人っていうのも多々いるのは当然でありますけれども、こういった方々が、金額に対して納得できる形があるのであれば、私はそれでいいのではないかなと思ってるところがありますし、あとは、このサービス自体、リース料の下部分を見てると、もっと値上がりの額っていうのはかなり顕著なのがわかってきておりますし、できればこの最新サービスを使っていただきたいという意図があると酌んで自分は解釈したいと思っております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 今、金森委員の方からお話あった内容の中でも趣旨としては同じ形でございます。

現在の利用料金を見直す形で進めていければと考えておりますのでご審議いただいた中で、ご判断をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。はい。輪島委員。

○輪島 美津江委員 ちょっと一つ質問なんですけれども、夜間っていう部分なんですけど、コスモス荘は、5時半まででした。

○委員長（森 建二委員長） 古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 利用時間は規則と条例の中で夕方5時15分までになっております。あとは、市長が特別に認めた中で利用ができることになっておりまして、その中で夜間利用の方については利用をしていただいている形になります。

失礼しました、5時までという形ですね。

○副委員長（輪島美津江副委員長） はい。ありがとうございます。

この間の古川課長さんの方から、バージョンアップっていうか、更新が一時期できないときがあったときに皆さんからちょっとご不満の声があったっていうのをお聞きしたので、やっぱり皆さんカラオケを楽しまれる方はやっぱり新しい曲に挑戦したりとかっていうところで、楽しんでおられるのかなというふうに思いましたので私としてもやっぱり、今回の値上がりは、皆さんが生き生きと楽しんでいただけるのであれば、やむを得ないかなというふうに思いました。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） 私の方から1点、知り合いといいますか家族といいますか、いわゆる老人クラブ連合会の役員をされてらっしゃる方からは、市からこれについての問い合わせというか確認があった、上げることについての確認があったというふうに聞いてます。中には、確かに安いんだろうなということをおっしゃる高齢者の方もいらっしゃいます。

現実的に老人クラブ連合会に関する方々にヒアリングをした限りではどのような反応だったんでしょうか、お伺いします。

古川課長。

○古川正樹高齢者支援課長 まず料金の見直しにあたりまして今回老人クラブ連合会の役員の方々へ事前に説明をした中で意見を伺いに行かせていただきました。

役員の方々からは、見直しについては、そういう理由、内容ということであれば致し

方ないことではないかというようなことで、一定の理解をいただくことができましたので、今回の料金見直しについて進めさせてきていただいたところでございます。

○委員長（森 建二委員長） はい、ありがとうございます。私の聞いたところだと逆にもっと上げろという声もなんかあったように記憶しておりますし、また個人的に思うところはどうしても場所が白里になるので、利用してらっしゃる方がほぼ白里の高齢者の方に集中してしまっているのも、ほぼ大網地区の方ですとかはあまり行くことがない。

（「連合会、全体的なもの」と呼ぶ者あり。）

○委員長（森 建二委員長） また増穂地区の方は一部いらっしゃるという形なので、ちょっと地区的な問題もある意味あるのかなと思いますが、基本的にはある程度、老人クラブ連合会の方々には理解はしてらっしゃるということにさせていただいてという形でよろしいわけですね。わかりました。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは高齢者支援課の皆さん退席していただいて結構です。

（高齢者支援課 退室）

◎議案第4号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○委員長（森 建二委員長） 続きまして議案第4号、大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

市民課を入室させてください。

（市民課 入室）

○委員長（森 建二委員長） 市民課の皆さんご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから発言をお願いいたします。

なお発言の際は、反訳システムを利用しておりますので必ずマイクを利用した発言をお願いいたします。

はじめに課長から各職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号、議案第6号及び議案第9号についての説明をお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 市民課ですよろしくお願いします。

本日の出席議員を紹介いたします。

まず皆様から向かって私の左隣側、副課長の内山です。

○内山悟市民課副課長 内山です。よろしくお願いします。

○戸田裕之市民課長 続きまして私の右隣が副課長の菊池でございます。

- 菊池有輔市民課副課長 菊池です。よろしくお願いします。
- 戸田裕之市民課長 その隣が市民班長の加藤でございます。
- 加藤源一市民課主査兼市民班長 加藤です。よろしくお願いします。
- 戸田 裕之市民課長 後列になります。後列向かって左からですね、国保班長の千葉になります。
- 千葉利憲市民課主査兼国保班長 千葉と申します。よろしくお願いします。
- 戸田裕之市民課長 続きまして、高齢者医療年金班長の渡邊でございます。
- 渡邊隆市民課主査兼高齢者医療年金班長 渡邊です。よろしくお願いします。
- 戸田裕之市民課長 続きまして、戸籍班長の久保でございます。
- 久保美輪市民課主査兼戸籍班長 久保です。よろしくお願いします。
- 戸田裕之市民課長 最後に、私、市民課長の戸田と申します。よろしくお願いします。
- では、着座にて説明に入らせていただきます。
- 委員長（森 建二委員長） どうぞ。
- 戸田 裕之市民課長 市民課からは、お配りした資料に基づき 3 件の議案についてご説明させていただきます。

まず議案第 4 号、大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元の議案第 4 号資料をご覧ください。

はじめに改正の趣旨でございますが、国民健康保険法の一部の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要でございますが、令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険者証、健康保険証が廃止されることに伴い、罰則規定を改正するものでございます。

罰則規定の改正内容でございますが、令和 6 年 12 月 2 日より、現行の紙の被保険者証が廃止されることから、資格の喪失や国民健康保険税の滞納による被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定、10 万円以下の過料となりますけれども、現行の条例から削るものでございます。施行日は令和 6 年 12 月 2 日となります。

続きまして、議案第 6 号、大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元の議案第 6 号説明資料をご覧ください。

はじめに改正の趣旨でございますが、コンビニ交付サービスの導入に当たり、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、コンビニ交付サービスにおける印鑑登録条例の申請手続きに関わります規定をですね、追加するものでございます。施行日は令和 6 年 12 月 2 日となります。

次にコンビニ交付サービスの内容でございますが、開始日は令和 6 年 12 月 2 日、取り扱い証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票及び所得課税証明の 5 点となります。

なお手数料は、市役所窓口と同額としております。

取扱時間は午前 6 時半から午後 11 時まで、ただし、戸籍証明及び戸籍の附票は平日午前 9 時から午後 5 時までとなります。また、システムの休止日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。

利用店舗は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等の多機能端末設置店舗を予定しております。

最後に、議案第 9 号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

お手元の議案第 9 号の説明資料をご覧ください。

はじめに改正の趣旨でございますが、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係地方公共

団体と協議するにあたり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日から、被保険者証、健康保険証及び資格証明書が廃止され、マイナ保険証を取得していない被保険者に資格確認証を発行することになるため、広域連合規約中の名称を改正するものでございます。施行日は令和6年12月2日となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森 建二委員長） ただいま説明のありました議案第4号、議案第6号及び議案第9号について、ご質問等があればお願いいたします。その際は必ず議案番号をお示しください。

いかがでしょうか。佐久間委員。

○佐久間久良委員 私の方から、基本的には2点で、議案番号は6号と9号ですね。

この二つなんですが、基本的にはこれ、どれも番号法の関係での改定だと理解しています。当然紙の保険証が12月2日で廃止されることが、違ったごめんなさい4号と9号ですね、4号と9号は紙の保険証が廃止されることに伴ってのやつだと思うんですが、ちなみに、これ質問そのものはナンセンスな質問なんですが、この議案が否決された場合は、変わらないですよ、だから、このまま現状のまま移行することになるんですが、その場合は問題あるのかなのかということですね。

それと後もう一つ、6号に関してなんですが、これ費用対効果って、全協の時にも出てたんですが、何かコンビニ交付になってくると倍以上の費用がかかるというような発言があったんですけど、それをもう一度ちょっと教えていただけませんか。

○委員長（森 建二委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 まず1点目のですね、議案第4号と第9号に関します、もし否決された場合の動向ということによろしいでしょうか。

こちらの方は関係法令というものが、国民健康保険の場合ですとすでに関係法律というものが改正されております。紙の保険証というものが本年の12月2日からもう利用できない前提での法律改正が国の方で審議終わっておりまして、施行待ちという状況になっております。これは後期高齢においても同じ状況であるんですけども、こちらの方が承認されない場合、国の制度と本市の方の制度というものを乖離ができるということで、非常に市民の方にとっては若干わかりにくい、不利益に至る可能性が十分にあるという状況です。

あと費用対効果の方ですけれども、まずですね、コンビニ交付の場合ですと、1通当たりは大体交付率20パーセントで1,050円、窓口交付の場合、1通当たり600円ということで、コンビニ交付の率にはよるんですけども、やはりコスト的にはコンビニ交付の方が高い状況でございます。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 基本的が一番高いの件費だというふうには理解はしているんですが、差額の部分っていうのは、これは国からの補助が全額あるんでしょうか、それとも市の持ち出しになるんですか。

○委員長（森 建二委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 議案第6号の方の関係。

○佐久間久良委員 すいません、第6号です。

○戸田裕之市民課長 差額といったものにつきましては、ランニングコストということになりまして、そういったものに対する国からの補填といったものは予定しておりません。費用につきましては、全額一般財源からの負担になります。

○委員長（森 建二委員長） はい。

○菊池有輔市民課副課長 若干の補足をさせていただきます。導入のコスト、システムの

機器の購入や、今年1年間のランニングコストについては国からの補助金が半分出ます。そのうちの残りの7割が特別交付税で措置されますので、実際の今年度に限っては、市の一般財源の持ち出しは2割程度になると考えております。

ただ、来年度以降については、交付税措置や特交の措置がどうなるかっていうのがまだ未定でありますので、現段階では、一般財源からの持ち出しになるというものがランニングコストにおいては行われるものになります。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） はい。他にございますか。金森委員。

○金森浩二委員 6号議案に関して、私は本当に個人的にっていうか、市民目線で言っても、このコンビニでこのあたりが受け取れるようになるというのは、ものすごく便利になると思います。ちょっと自分の把握が薄かった部分なんすけど、時間が平日9時から5時までしか戸籍照明書とか、こういったものは取れないということですかね。

○委員長（森 建二委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 コンビニ交付の取り扱い時間ということでよろしいでしょうか。

戸籍の証明と戸籍の附票に関するものだけが午前9時から午後5時までとなっております、それ以外の住民票の写し、印鑑登録証、あと所得課税証明といったものにつきましては、午前6時半から午後11時までコンビニ入手が可能となります。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 金森委員。

○金森浩二委員 ありがとうございます。

こちらのシステムっていうのはもう、国とかとの連携が取れててコンビニではシャットアウトされるような形なんですよね、時間で。

○委員長（森 建二委員長） 戸田課長。

○戸田裕之市民課長 時間として手続きに入ってしまうと、要はコンビニ交付の申請手続きに入ってしまうと完結するというものですが、23時過ぎますと、もう使えなくなるというものであります。

以上です。

○金森浩二委員 ありがとうございます。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） 私の方から意見、6号について議員の方からもいろいろと要望として挙がっておりましたし、結構、市民からも、なんで大網は、まだなんだという声がずっとあった中で、ようやく先ほどの補助金と交付税という形で導入費用については、ある程度、全部ではないですけど賄えるようになったということで、やはり市民からの要望の多い事業だと思いますので、ぜひトラブルのないように他の市町村の事例も見ながら、ぜひ良い形で導入を進めていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします、要望です。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは市民課の皆さん、お疲れ様でした。退席していただいて結構です。

（市民課 退室）

◎議案第8号 指定管理者の指定について

○委員長（森 建二委員長） 続いて議案第8号、指定管理者の指定についてを議題とい

たします。

子育て支援課を入室させてください。

(子育て支援課 入室)

○委員長(森 建二委員長) 子育て支援課の皆さんご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにご回答ください。

なお今日もAI反訳システムを利用しておりますので、必ず発言の際はマイクをお持ちになって発言をよろしくお願いいたします。

はじめに課長から課員の皆様のご紹介、そして議案第8号についての説明をお願いいたします。

はい。

○委員長(森 建二委員長) 課長どうぞ。

○北田和之子育て支援課長 子育て支援課です。

はじめに本日出席の職員を紹介させていただきます。

皆様から向かって、私の左隣が副課長の加藤岡です。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 加藤岡です。よろしくお願いいたします。

○北田和之子育て支援課長 右隣が保育班長の村田です。

○村田公央子育て支援課主査兼保育班長 村田です。よろしくお願いいたします。

○北田和之子育て支援課長 私、課長の北田です。どうぞよろしくお願いいたします。

以後着座にて失礼いたします。

○委員長(森 建二委員長) 課長どうぞ。

○北田和之子育て支援課長 説明の前にですね、議案説明資料の補足として追加資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長(森 建二委員長) はい。どうぞ。

(資料配付)

○北田和之子育て支援課長 それでは議案第8号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

まず趣旨ですが、大網白里市子育て交流センター及び大網白里市学童保育室6施設の計7施設の指定管理者として、株式会社アンフィニを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

経緯ですが、申請書の受付を令和6年6月21日から7月30日まで実施いたしまして、株式会社アンフィニを含む4事業者から申請書の提出がございました。

子育て交流センター及び学童保育室の指定管理者選定委員会を令和6年8月9日に開催いたしました。

次に、3の審査結果に行く前にですね、ただいま配付させていただきました資料によってですね、審査についてご説明させていただきたいと思います。

先ほど配付させていただきました、この1枚目の別紙1、選定評価表ですが、これは指定管理者募集時に公表しました評価基準になります。

内容は、1から4の太字で記載されている項目が、大網白里市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に規定されている審査における基準になります。

この基準をもとに、17の評価項目に分類し、合計点が100点となる基準表を策定させていただきました。

次に、2枚目の資料の審査結果表でございますが、今回のプロポーザル審査の結果として、市ホームページ上で公表しているものになりますが、評価基準をもとに、提案額、法人の財務状況や事業実績を点数化した一次審査と、二次審査として大学の教授や元学童保育統括指導員、学童保育利用経験者の外部委員3名のほか、副市長を含む市職員5

名を加え、8名の選定委員でプレゼンテーション審査を実施いたしました。

評価点については、応募事業者ごとの提案内容のプレゼンテーション終了後、各委員からの質疑応答を通じて、評価、採点を行い、選定委員8名の平均点と提案額等を点数化した一次審査分とを合算し、応募事業者の評価点といたしました。

一番下の合計欄の点数が、議案説明資料中の3の審査結果と合致いたします。

また議案の説明資料に戻りまして、3の審査結果として、株式会社アンフィニが77.7点ということで最高点となりました。

次に、指定管理者候補者の名称ですが、株式会社アンフィニ、所在地は茨城県つくばみらい市板橋1812番地16。

主な事業は学童保育、放課後子ども教室、児童館、保育施設等の運営です。

主な実績は山武市放課後児童クラブ、一宮町学童保育わんぱくクラブ、千葉市放課後子どもルーム並びに香取市放課後児童クラブ及び山田児童館などの実績がございます。

次に指定期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなります。

最後に、指定管理料提案額ですが7億4,808万円、参考までに上限額は7億7,831万円でした。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） ただいま質問のありました議案第8号についてご質問等があればお願いいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 これ7つのポジションを1社に総合してやらせるっていう、その根拠は何。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 事務局といたしましては、1社で行っていただくことによって事務の効率化が図られると考えております。

というのは2社に対して同様の事務を行うよりも1社のみの指導の方が効率的に行えると考えております。

以上でございます。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 このアンフィニという会社は、過去にもこういう7つのポジションを同時に請負ったとかそういう実績はあるの。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 申し訳ございません、ただいま手元に資料がないんですが、県内で先ほど千葉市ですとか一宮町以外の市町村も請負っている実績があると確認しております。今ちょっと手元に資料がないので、その市町村名は今ちょっとお答えできないので申し訳ございません。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 ちょっと心配なのは、そういう一番大事なことだけだね。

過去にこの7つでも8つでもいいけれど大規模に統合したそういう実績はあるというところがやっぱり問題になるんじゃないの、あちこちやってますよということはわかるけれども、これだけ7ヶ所も1社が同時にやるっていうことになるのと相当の大変なことがあると思うよ。

1社でやるから、やりやすいっていうところもあるだろうと思うけれど、これ大変だと思うんだね。

だってうちの市だって大変だからこれみんなに任せるようにしたんだろうよ。

そういう点ではどうなの。

○委員長（森 建二委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 すみません。補足なんですけれども議案説明資料中の主な実績のところに香取市放課後児童クラブ及び山田児童館っていう形があります。

山田児童館というところがうちの子育て交流センターと同じような形で児童館部分があって、その中に学童保育があるというような施設の経験があります。

それと山武市放課後児童クラブというところ、実績のところにあります、山武市のすべてをこのアンフィニが引き受けておりまして、ちょっと正確な山武市の支援単位数というものはちょっと正確にお答えすることができないんですけども、少なくとも10支援単位ぐらいの放課後児童クラブ、いわゆる学童保育室を運営しているというふうな実績がある業者でございます。

以上でございます。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 何点か伺います。執行部を信頼したうえでの質問ですから。

この議案第8号説明資料の2の経緯のところで、(2)の選定委員は、のくだりですが、庁内の関係課職員5名及び外部委員3名、それから括弧書きいくと、副市長、総務課長（参事）、社会福祉課長（参事）、財政課長、子育て支援課長並びに学識経験者2名及び市長が必要と認める者1名とありますけれども、副市長は1人しかいないからわかりますよね、それから総務課長もわかる、社会福祉課長、財政課長、子育て支援課長もわかる、わからないのが、庁内の関係課職員5名及び外部委員3名、それから学識経験者2名及び市長が必要と認める者1名、これがわからない、どなたなのかがわからない、しかしながら、このメンバーで令和6年8月9日に、これはプレゼンでいいんですか、そうすると、事前にその申請書が来てるので、それを皆さんが熟知して、そしてその日一日で、この4社を審査した、プレゼンして、1日目を行って、この今日いただいた追加資料の審査結果表にあるような点数が出てきたということなんですよ。

私、疑問なのはまずは、先ほど申し上げました、どなたか、今日わからない人ね、わかる人もいてわからない人もいる、なぜなんだろう。

それから3の審査結果、応募事業者名、4社いたわけですよ、株式会社アンフィニっていうのは明記されてますが、ABCとそのあと点数ありますね右側にね、A社、B社、C社なんて会社ないですよ、何とか株式会社、わかりませんけど、この株式会社アンフィニと同じような応募事業者名がABCは明記せずにABCとなっている。

こういったところがね私は今日審査させていただいて疑問に思いますね。

あと、今日いただいた審査結果のね、二次審査のところなんだけど、1番下から2番目、二次審査平均点、細かいのはちょっと読み上げないけども、株式会社アンフィニが59.7点、A社は、A社と皆さんがね、我々にお配りしたいと、A社っていう会社がないけど、しょうがない、今この段階ではA社と言いましょ、59.5点、0.2点違いだよ、上あがって一次審査の方行くと、株式会社アンフィニは18点で、A社が12点だから両方足すと77.7点对71.5点ということになってるわけよね、私は疑問に思っている質問内容わかりますか。

ルール。わかんなかったら再質問するから、分かったことに対してお答えいただけますか。

お願いします。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 まず、外部委員の3名の肩書きですけども、まず1人学識経験者1名、1人は城西国際大学の教授をお願いいたしました、学識経験者のもう1人は、元、本市の学童保育の統括指導員をやっていて現状がわかっている方でしたのでその方をお願いいたしました、あともう1人の外部委員、市長が認めたものというところでは、本市の子ども子育て推進会議の委員で、保護者代表ということで入っていただいている方で、しかも学童保育の利用経験がある、児童の保護者ということでしたので、実際に利用したことがあるということでその方ををお願いいたしました。

以上の3名の方になります。

続いて、業者名をABCとしている理由ですけども、こちらはですね、今回二次審査一次審査でいろいろな項目にわたって点数化したものを公表しておりますので、これが公表することによってですね、その法人に不利益を及ぼすおそれがあるという可能性があるということで、本市の情報公開条例第7条第3号に規定する当該事業者の競争上の、または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる者に該当するものとして非公開とさせていただいております。

ただ、事業者名については、どこがどの業者かということがわからなければ、お伝えすることができますので五十音順にちょっと発表させていただきますとアンフィニの他にですね、株式会社明日葉、株式会社オーエンス、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社というところが応募していただきました。

すいません3点目についてはもう一度ちょっとお願いできますでしょうか。

○委員長（森 建二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 よく答弁してくれましたよね。

今日お配りいただいた審査結果表の二次審査の下から2番目のね、株式会社アンフィニが59.7点で、A社が59.5点、0.2、0.2点差でね、アンフィニさんが、入札で言うと落札予定者か、てことになる、すごい僅差だよね、うん、こんだけの項目があるからさ、0.1点なんて、ちょっとした、失礼だけど、さっき説明されたこのプレゼンに立ち会った審査委員の方でね、ちょっと間違っちゃった、そのぐらいの僅差じゃないかなと思うんだけど、はい、愚問だけでもアンフィニさんで大丈夫ですかという質問ですよ、3番目は。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 そうですね。8名の委員さんの平均が結果的にこの僅差になったということを受けとめております。この事業者についてはですね、関係帳簿ですとか、いろいろ見させていただいてですね5年間、安定的にやっていただける業者だと私は考えております。

以上でございます。

○委員長（森 建二委員長） 宮間委員よろしいですか。

○宮間文夫委員 結構です。

○委員長（森 建二委員長） 金森委員。

○金森浩二委員 この審査、8月9日に行ったということは、このプレゼンはわかります。企業としてのプレゼンがあったのかなというところで想像がつかます。それでこの件数。事前にこの4社がその応募してきた時点で、その現場の確認とかそういったものとかってのはされてるんですかね。

○委員長（森 建二委員長） 村田班長。

○村田公央子育て支援課主査兼保育班長 7月2日に現地見学会ということで申し込み制ではありましたが、提案いただく前に現地見学ということで交流センターの方で開催させていただきました。

○委員長（森 建二委員長） 金森委員。

○金森浩二委員 この現地見学というのは、この大綱の施設を見学いただくようにということですか、それとも、今、何て言うんすかね、こういう学童をやっているところを、例えば、子育て支援課の方で確認に行ったとかそういうことですか、どっち。

○委員長（森 建二委員長） 村田班長。

○村田公央子育て支援課主査兼保育班長 実際は見学をしたのは、交流センターの1施設のみの見学となります。その中で疑問に思った点、あと学童保育室の部屋の様子とかは、実際、子どもたちがいない間の時間帯の見学になりましたけれども、その中で感じた質問を、また質問書で受け付けまして、それは別途皆さんに回答したような形でのお答えとなっております。以上です。

○委員長（森 建二委員長） 金森委員。

○金森浩二委員 やはり子どもの教育現場というものに対して、例えばプレゼンだけとか、そういったものだったとするとちょっと不安に感じるなと思いましたので、やはりそういう現地の確認であったり、そういったものっていうのをちゃんとやられてるというのであればそれでいいかなと思います。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 現地の確認というのは、うちのこの何ヶ所、アンフィニは、初めてとして、このあとの3社、合計4社の実態の見学はしてるの。

○委員長（森 建二委員長） 村田班長。

○村田公央子育て支援課主査兼保育班長 実際、今回提案のあった4社は、この7月2日の現地見学会に参加して全社参加しております。以上です。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 いやいや私が聞いているのは、うちの施設をこの4社が見学してるってことでしょ。

そうじゃなくて、この応募したこの会社、実際どこどこに何が何やってるとかってこう書いてあるんだから、それをあなた方が、直接、確かめたのか、確かめて、それをどうだとか、そういう評価を本来して、この審査に臨まなきゃなんないけど、ペーパーだけで審査してきてるっていうことになる、これはやはりちょっと問題があるよ。それ一番大事なことはない。

この応募した会社が、本当に、うちのこの7ポジションも一括してやれるだけのそういう実績があるか、やらせて大丈夫かっていうのが一番問題になってくるんだから、出てきた書類だけね、見てね、それでやるっていうのはちょっと乱暴な話じゃないかなと思う。これだって審査したっていうのは全体的に1日かそこらでしょう、1日かそこらで、これだけ膨大なものがね、審査できるわけがない。そのあたりを。

○委員長（森 建二委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 まず今回、指定管理者候補者となりましたアンフィニにつきましては、当初、我々が指定管理にやって進めていこうかというところで山武市の方に視察をさせていただきまして、保育の現場というところは確認しませんでした。担当の職員から山武市での状況というものは、いろいろ参考資料としていただいた経緯がございます。

また、今回プロポーザルを実施するにあたりまして、山武市の方とちょっと確認をとりながら、こういうときはどういうふうな形でやってるのか、そういったものを確認してやっております。

また、シダックスさんにつきましても、九十九里の学童保育室を管理運営している指定管理者としてやっていただいております、そのため、実施するにあたりましては、先ほど山武市と同様にシダックスの状況等とかも、一応確認はさせていただいております。

ただ、岡田委員さんがおっしゃるように中の現場までは、保育の状況というものは確認しておりませんが、子育て支援課を通しまして、確認は職員の中ではやりとりをさせていただいております。

それとオーエンスにつきましては今の現、指定管理者ということですので特にこちらの方は行っておりません。

それと次に、選定委員会が8月9日の1日だけで、この膨大なところの点にお答えさせていただきます。

今回プロポーザル審査会の方につきましては資料中には8月9日の1日という形でしておりますが、実際は3回、この委員会を開催しまして、1回目は委嘱状の交付と、こういう応募でしていきたい、何か意見がありますかとそういったものが1回目、2回目につきましては、実際、提案書をいただいたものを、その場で委員の方に配付をして、8月9日に備えてくださいと、見ていただく視点はここですというところを説明した中でこの審査会を開催しております。そのため前回と5年前と違って、この辺、反省す

べき点多々あったのかなというところを踏まえまして、今回につきましてはそのような形で委員会の方は3回開催し、もっと本当はもう少し回数を重ねて提案内容とかを説明すればよかったんですけども、事前に配付し、ここのポイントと、あとこういったところの視点を持って採点に臨んでくださいという形で説明しております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 審査委員の中に市長が認めた人というのも入ってるんですよ。

本来ね、こういうものに市長が認めたものは入れちゃ駄目なんだよ、そうでしょ。

今、宮間委員が言ったように、僅差のときになるとね、これが一番力を発揮するじゃない、だから、市長が認めた者を入れちゃ駄目なんだよ、こういうところに、私はそう思うんだけど、そういう意見が職員からも出なかったの、こういうところには市長が関与しちゃいけないんだよ、当然の話。

それでなくても本市はいろいろな問題で、みっともないことばかりやってるんだから、ましてこれだけのね、7つの事業統括してやらせる、金額的にも大きい、そういう大事なところにね、市長の認めたものを入れちゃ駄目なんだよ、当たり前の話じゃない、そういう議論は出なかったの。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 今回プロポーザルにあたってですね、学童を利用したことがある利用経験者の意見も必要ではないかということで、そういった視点で今回、その1名の方を、市長が認めたものっていう枠になってしまいましたけども、そういう利用者目線で意見をいただきたいという点で、今回は含めた形で実施させていただきました。

以上になります。

○委員長（森 建二委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 学童に関する有能な人材は何もその市長の認めたものだけじゃなくて他にもいるでしょうよ、そうでしょう、だから市長が認めたっていう、そこがみんな引っ掛かるんで何も市長が認めなくていいじゃないの。

本当にそのきちんとしたね、前から実績のある人だったら別に入れればいいじゃない。

これ、市長が認めたもので入れりゃ駄目なんだよ。はい。いいですよ。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。佐久間委員。

○佐久間久良委員 私からは6点ぐらいあるのかな、ご質問させていただきたいんですが、先ほど来、言われている指定管理料は7億4,808万円とありました、全員協議会の時に、私が質問した時に、直営で行った場合、約7億円、ここに上限額の7億7,831万円が、これが直営でやった場合の金額だというお話でした。

ちなみにこれ多分5年で約7億5,000万円だというふうに思うんですが、ちなみに決算表で見ると学童保育事業というのは大体1億2,600万円なんですね、これ、単純に5で割ると1億5,000万円ぐらいになると思うんで、私は安くなるというふうに聞いてたんですが、何か高くなってるというふうに思うんですが、これどうしてなのかということを伺いたいと、

内訳ですよね、を伺いたいということです。

それとあと、この指定管理者、このアンフィニにしたことによって住民サービスが向上すると、市は考えているのかと、これ、経費削減してないというふうに思えるということと、併せてこれやっぱり利用者の立場から立ってですね、月額保育料そのものは、今8,000円、月額で8,000円で、あと、おやつ代が1,500円、約1万円ぐらいがかかっていると、これが維持されていくのかどうかというのは、これは、わかりますでしょうかそれとも値下げされるのかということですね。

あと、アンフィニは基本的には学童保育だとか保育園などの施設だとか、その運営を主に手がけている企業のようなんですが、何か実態見ると派遣会社のような状況があると、主に派遣の資格を取っているような会社だというふうに思うんですが、これ業者が

入ることによってですね、現在いらっしゃる…続けていいのかな。

○委員長（森 建二委員長） 暫時休憩します。

（午前 11 時 43 分）

（午後 11 時 44 分）

○委員長（森 建二委員長） それでは再開します。

○佐久間久良委員 3点目ですね。現在いらっしゃる職員の方の待遇はどうなるのかと、全く入れ替わってしまうのかどうかのをちょっと伺いたかったのと、あと施設の管理運営がブラックボックスとならないのかという心配があると思うんですね、あと、個人情報管理の管理条例や、その他いろんな責務を負わせているのか、市としては負わせているのかということを、これも審査基準の中に入ってもらえるのかなというふうにあるんで説明していただきたいと思います。

それとあと、アンフィニが法令だとか最低賃金だとか雇用だとか、そういう社会的なルールをですね、遵守することを明記してるのか、明確にしてるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

あと保護者の要望だとか苦情だとかを市が積極的に受けとめてですね、いろんな、苦情が出たりなんかすることもあると思うんですが、それを市が責任持って、そのアンフィニと交渉をするつもりがあるのかどうか、そこも教えてください。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 まず1点目の今回の指定管理提案料と、上限の7億7,831万円これは5年間で金額になりますけども、質問の趣旨としては直営との比較はどうかのこの質問だったと思うんですけど、直営6学童の令和7年度以降の金額というのはやっぱり人件費がメインになってきますので見積もることってのは大変難しいです。だから正確な比較というのはできません。

ただ、試算ですけども、令和6年度の当初予算額で人件費と物件費を合計したものと、今回のアンフィニの令和7年度の6学童の提案額を比較しますと、これはあくまで試算なんで結果どうなるかわかりませんが、約380万円ぐらいは安くなるのかなと。

ただ、これあくまでも令和6年度の予算額とアンフィニの今後の予定の7年度の比較なので、これが必ず安くなるものというものではございませんが、目安としての金額ととらえていただきたいと思います。

次に住民サービスが向上するかというご質問ですけども、これについてはやはり学童保育をですね専門として他市で多くの実績がございますので、蓄積されたノウハウというのはやはりあるものだと思っております。

ですので、そういったところでサービスの向上に繋がるのかなと考えております。

あと、保育料の月額8,000円につきましては、今のところ見直す予定はございません。

あと、おやつ代の話がありましたが、確かに値段も上がってますので、子どもたちが食べる量というのを考えると、これから妥当かどうかというところは判断していきなさいかなとは思っておりますので、この辺は子どもたちのその様子を見ながらですね、検討して参りたいと考えております。

○委員長（森 建二委員長） 村田班長。

○村田公央子育て支援課主査兼保育班長 それでは私から、今の指導員が今後働けるのかどうかということについてお答えしたいと思うんですけども、仕様書の中で、本市の学童保育室で勤務する学童指導員、補助員の中で、今後も雇用継続を希望する者については積極的に雇用することというふうに明記されておまして、またその際には、今の任用条件を任用条件以上の条件で任用するよう努めることというふうな形でも明記しておりますので、今後この本議案が可決されましたら、今の指導員の方に、今後の雇用の希望調査を行いまして、指定管理者と協議の方を進めていきたいと、調整の方を図っていききたいと思っております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 残りの2つですかね、施設の管理運営がブラックボックスとなっておりませんかということと、雇用等の社会的ルールへの遵守のことの問いだったと思います。

まず施設の管理運営につきましては、公募に当たりまして、指定管理者が労働基準法等の法令を遵守するよう明示しておりますので、社会的にも遵守していただけるのかなというふうな形で考えております。

なお、その遵守状況というものは内容を市としても把握しなきゃいけないので、この辺につきましては条例上に事業報告書の提出を受ける形となっております、それに基づきまして適正な業務が行われているのかとか、管理監督の方、行って参るとともに、毎月、定例会としまして、今現在、交流センターではオーエンスの方とやっております。そういったものを引き続きですね、指定管理者候補者となる業者と引き続き定例会議の方の中で確認をしていきたいというふうに思っております。

6点目の社会的ルールにつきましても、今と同様な形の回答になりますが、指定管理者の労働基準法等の遵守を明示しておりますので社会的なルールにつきましても問題はないと、そのような形で確認してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（森 建二委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 すみません。もう一つ気お聞きしたかったのは、保護者からの要望や苦情を積極的に届けていくのかと、改善の方向にしていけるのかということ伺ったんですがその辺はどうでしょうか。

あともう一つで1番なんですけど、先ほどもちょっと示したんですが、何か380万円でしたっけ、ぐらい安くなるんじゃないかということなんですけど、ただ先ほど言ったように約年間で指定管理に出した場合は1億5,000万円ぐらいかかるのかなと、大ざっぱな計算なんですけど、市の決算書見たときには1億2,571万563円というふうに出てたんで、いや、安くなるのかなどうかなと、これは実際やってみないとわからないという回答でしたんで、それを見守っていくというか本当に大丈夫なのかなという心配はあります。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 答弁漏れで申し訳ございません。

要望とか苦情への対応ということだと思いますが、利用者からのトラブルへの対応策につきましてはアンフィニの方の事業計画書の中で確認をしておりますが、指定管理者候補者の対応といたしましては、相手の話をまず聞くこと、事実確認をしっかりとること、確認した内容を迅速に報告、伝えることというような形の対応策が書かれておりました。これを基にですね、当然ですけども市の方には連絡が来る体制となっております。市が責任を持って対処できる仕組みづくりにつきましては、今回の議案可決後にご承認いただきましたならば、内容の方を詰めていきたいという形で考えております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） それじゃ私の方から1件、先ほどの金額のお話が出ましたけれども、学童保育7ヶ所とプラス児童館の管理運営、それと子育て支援センター、多分これは1ヶ所ということになるんでしょうが、これの合計の金額ということでよろしいわけですね。

○委員長（森 建二委員長） 北田課長。

○北田和之子育て支援課長 はい。合計の金額になります。

○委員長（森 建二委員長） 児童館の管理運営とかもいろいろ、今の業者さんもやってらっしゃるのであれですが、先ほど岡田委員がおっしゃられたように、多分アンフィニ

さんがご覧になったのは子育て交流センター、現時点では、のみ、そのあと市内をご覧になったのかわかりませんが、ご存知のとおり、7ヶ所で他の小学校の現場すべてという形になりますと、確かに結構、管理運営、大変なことになるのかなと思いますんで、その辺りについての、これから交渉を進めていくにあたっての話になるのかもしれませんが、そのあたりの状況については現時点では何かありますか。

○委員長（森 建二委員長） 加藤岡副課長。

○加藤岡裕二子育て支援課副課長 まず、この事業計画書の中に、どういう組織体制で行きますかと、人数とか何人配置しますかというものをこの各4社の方から提案をいただいております。その中でもアンフィニさん、今度の指定管理者候補者につきましては、職員の配置体制だったりバックアップ体制だったり、そういったものの評価が、非常に高くなっております。今後、その内容が本当にこのような形で配置されるかどうか、これも、ご承認後になりますけれども、話をですね、どんどん詰めていきたいというふうな形で考えております。

ただ、今現在については、この事業計画を見る限りでは、今、本市が配置している学童保育の指導員、補助員の人数よりかはプラスの配置の計画となっております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 7ヶ所ですし、なかなかちょっと管理運営、大変なんだろうなと思いますし、放課後子ども教室はまた別になるんですけど、そういった意味では多分、教育委員会との連携も多分かなり必要になってくるかと思いますので、そこ、やっぱり特に切り替え時は、ちょっとその辺りが大変なところかと思いますが、逆に今までの事業者さんに足りなかったところを指導する場面でもあると思いますので村田さん中心に大変でしょうが、よろしくお願いいたします。要望です。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは、子育て支援課の皆さんお疲れ様でした。退席していただいて結構です。

（子育て支援課 退室）

○委員長（森 建二委員長） これより議案の取りまとめを行います。

まず初めに、議案第2号、令和6年度大網白里市介護保険特別会計補正予算について、ご意見及び討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第4号、大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私はマイナンバー法の反対の立場で、ぜひこれ自身がですね本当に住民のプライバシーを守るものなのかということから、危惧することから反対したいと思います。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは議案第4号について原案のとおり決することに賛

成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成多数。

よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号、大網白里市老人福祉センターの設置を可及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等がございますでしょうか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 今、コロナ禍が、やっと終わって、ただ、その物価高騰等が今本当に激しい状態になっています。そういう中で、高齢者の方にこれ以上の負担を求めるべきではないという立場から、本条例には反対したいと思っています。

以上です。

○委員長(森 建二委員長) 他よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 建二委員長) はい、それでは付託議案に対する審査の採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成多数。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号、大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 これ自身もマイナンバー法の関係の条例だということを理解しています、それと併せて、コンビニでの発行に伴ってですね、市からの持ち出しが余計になってしまうというのも明らかになったのかなというふうに思いますので、以上の観点から反対したいと思います。

以上です。

○委員長(森 建二委員長) 他よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 建二委員長) それでは、議案第6号、大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成多数。

よって議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号、指定管理者の指定について、ご意見及び討論はございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 指定管理、本来であれば住民サービスが向上することが目的であり、料金が下がることで、これを指定管理者のみをもって入れるべきではないという思いがあります。ただ説明の中でですね、住民サービスも向上するんだというお話でしたが、私自身はそれが本当のものかどうか分からないということと、アンフィニ自身の会社が派遣業を生業にしているものではあるということの観点からですね、この議案に対しては反対したいと思っています。

以上です。

○委員長(森 建二委員長) 他にご意見、討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 建二委員長) それでは採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成多数。

よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に最後、議案第9号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご意見及び討論はございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 議案第4号と一緒にマイナンバーに反対する立場から反対したいと思います。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは付託議案、議案第9号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成多数。
よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託されました陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（森 建二委員長） 他に、その他、何かございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） 事務局何かございますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは輪島副委員長お願いします。

◎閉会の宣告

○副委員長（輪島美津江副委員長） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でございました。

（午後 0時2分）